

平成 30 年度
静岡県行政経営推進委員会
意見書（案）

平成 31 年 3 月

目 次

はじめに	1
I 行政経営革新プログラムの取組期間を通じて検討する課題	
1 行政経営革新プログラムの進捗評価	6
2 外郭団体の点検評価	8
II 平成 30 年度に検討した課題	
1 公文書管理の在り方	9
2 県庁における働き方改革	10
III 教育委員会の取組への提言	
1 総括意見	11
2 26 年度意見書（補助教材関係）への取組内容	13
3 27 年度意見書（学校給食関係）への取組内容	14
参考資料	
1 30 年度の委員会の開催状況	15
2 委員名簿	16

はじめに

【30年度の検討テーマ】

30年度の行政経営推進委員会は、本年度が計画期間の初年度にあたる行政経営革新プログラムに掲げる取組の着手状況を確認するとともに、透明性に関わる課題として、公文書管理の在り方を、生産性に関わる課題として、県庁における働き方改革について検討した。

また、昨年度に引き続き、外郭団体の点検評価や、補助教材、学校給食に対する意見書への対応状況に係る検証を行った。

【30年度の課題等】

外郭団体の点検評価については、「事業成果」、「団体の必要性」、「経営の健全性」に関して、「抜本的な改革が必要」、「改善を要する」と評価された団体について、今後、団体自らや所管課が、存在意義の検証や改善策の検討を行うべきであり、その内容について、当委員会で個別に確認・検証することとしたい。

公文書管理の在り方では、公文書を管理・保存する目的、必要性、基本理念を明確にするとともに、費用対効果や県民の閲覧環境の向上を十分考慮して、管理基準の設定や、電子化を進める必要がある。今後は、公文書管理に関する条例・規則の検討を進めるにあたり、こうした課題を踏まえるとともに、その対応状況を報告されたい。

県庁の働き方改革については、前例や慣例に捉われず積極的に実行することが必要であるが、その結果として生産性の向上が図られることが重要であり、試行やモデル実施を通じた効果検証を徹底した上で、取組を進めていただきたい。

補助教材関係では、今年度の現地調査結果から、教材選定プロセスの透明性が高まり、特定会社のシェアも若干ながら減少している。さらに、補助教材の作成・データ化について、教員の知見を生かし、

保護者の負担軽減や教員の多忙化解消にも資する、総合教育センターにおける教材の研究開発支援とデータベースの活用を、より一層進めるべきである。

また、学校給食関係では、「学校給食ガイドライン」に示された改善の方向性に基づいた取組が進捗しているが、全市町における公会計の導入を始め、透明性、競争性、公平性、公正性を確保するための取組について、県教育委員会は引き続き強力な指導力を発揮されたい。

【現場に立脚した生産性の高い行政経営に向けて】

行政経営革新プログラムには、取組方針として、以下のとおり記載されている。

<行政経営革新プログラム 15 ページ>

『本県の行政経営の取組方針に「現場に立脚した生産性の高い行政経営」を掲げ、行政への理解と信頼の基礎となる「透明性」の向上に努めながら、「県民参画」を促進するとともに、民間・市町・地域との「連携・協働」に取り組む。また、県全体の最適化という視点を持って、「生産性」が高く、「健全性・継続性」を担保できる行政経営を進め、実効性の高い政策の推進を図る。』

以下では、取組方針である「現場に立脚した生産性の高い行政経営」に向け、今年度の当委員会における議論の中で発せられた各委員の意見を6つの視点に括り総括する。

<行政が果たすべき役割や仕事の精査>

今後の行政経営を進める基本的な姿勢として留意すべき点は、行革のための行革に陥ることなく、あくまでも、県民のためにいい仕事をして、県民の満足度や行政に対する信頼が高まるように

するということである。

生産性や働きがいを論ずる前提として、選択と集中の観点から現状を把握・分析し、県行政の果たすべき役割や仕事は何か、静岡県らしい県民サービスとは何か、過剰な県民サービスを行っていないかどうかなど、もう一度精査することが必要である。

<目標の数値化と成果の追求>

行政の仕事を進めていく中で認識した問題は、それを課題に置き換え、目標値として数値化して実行し、成果を追求していくことが重要である。

また、目標の中には、やれることとやるべきことがあるが、やれることだけで終わって、やるべきことが未実施で手がつけられていないということでは意味がない。

なお、確実な実施により成果を上げるため、KPIを設定する際には、問題意識がどこにあって、それをどう解決するかという趣旨まで含めて説明する必要がある。

<県政への信頼・関心の向上から県民参加へ>

公文書の管理において、中央官庁で起こった隠蔽や改ざん等の未然防止や文書量の削減といった観点も重要であるが、県政の透明性の向上を図るための、意思決定過程情報や歴史的公文書の分かりやすい提供といった県民視点を踏まえた検討が必要である。

公文書を、単なる行政組織内部の文書としてだけではなく、県民共有の財産として捉え、その保存や公開の在り方を見直していただきたい。

さらに、予算や保管スペースなどの制約条件があることを踏まえ、優先して対応すべき事項を取捨選択し、費用対効果や県民の利便性

が高い仕組みを構築することにより、県政への信頼や関心の向上を図るとともに、その先の県民参加につなげていただきたい。

<生産性の向上につながる働き方改革>

行政の生産性の定義や測定方法は明らかにされていないが、生産性の算出方法として、分母を総労働時間、分子を業務量あるいは県民サービスの価値と考えることはできる。働き方改革によって総労働時間を減らすとともに、業務の効率化やサービス価値の維持・向上が図られるよう改革を進めることが重要である。そのためには、ICTの活用等による業務改革と、柔軟で多様な働き方を可能とする環境改善を積極的に実行する必要がある。

<職員の意識改革>

平成20年5月に経済同友会が発行した『21世紀の働き方「ワーク&ライフ インテグレーション」を目指して』では、「会社における働き方と個人の生活を、柔軟に、かつ高い次元で統合し、相互を流動的に運営することによって相乗効果を発揮し、生産性や成長拡大を実現するとともに、生活の質を上げ、充実感と幸福感を得ることを目指すもの」として、ワーク&ライフ インテグレーションといった方向性を掲げている。

働き方改革は意識改革である。「仕事と生活のどちらも大事」という意識の元には、こうした考え方があるということを絶えず認識して取り組む必要がある。

また、少なくとも職員が心身ともに健康で、楽しく元気に気持ちよく働けなかつたら、生産性の向上はありえない。

生活を充実させることが仕事の充実につながる好循環の実現に向け、まずは、日本人の働き方の特徴であるといわれる、「残業もいと

わない」とか「我慢や苦労は美德」という意識から、「県民の幸せのために、職員自らが楽しく働く」という意識への転換に努めていただきたい。

<人的資産の価値の向上>

変化が激しいこれからの時代にあっては、創造的に考える力がないと付加価値を向上させることはできない。特に、ICT等の技術革新が進む時代は、人的資産（人材、技術、ノウハウ、ネットワークなど）を含めた知的資産をいかに拡充して活用するかということが、益々重要であり、生産性の向上にも大きく影響する。

まずは、人材を大事にする観点から、県庁自らが健康経営の実践に努めるとともに、パワハラをはじめとする様々なハラスメントの根絶を図り、職員が心身ともに健康に働ける職場環境を実現することが求められる。

その上で、働きがいを生み出す働き方改革とともに、人材育成の強化、能力開発に特に力を入れて推進し、職員の成長と、活力ある職場づくりに結びつけていくことが重要である。

<結び・まとめ>

公文書管理の在り方、県庁の働き方改革をはじめとする本年度の検討課題に共通することは、それぞれの課題に対して、県庁自らがどう変わっていくのか、自己変革するのかということであり、それを踏まえて着実に実現への取組を進めることが、県庁や行政に対する、県民の信頼性の向上に直結している。

当委員会の意見、視点も踏まえ、これまでの延長ではなく、主体的に改革に取り組むことを明確に打ち出し、現場に立脚した生産性の高い行政経営を進めていただくよう期待する。

I 行政経営革新プログラムの取組期間を通じて検討する課題

1 行政経営革新プログラムの進捗評価

① 取組の内容

- ・「静岡県行政経営革新プログラム(計画期間：30～33年度)」に掲げた具体的取組の着手状況を確認。
- ・今年度9月末時点で、取組項目全269項目中244項目(90.7%)に着手。
- ・プログラムの重点取組の1つである、革新的技術の導入による効率的・効果的な事業執行について、これまでの主な取組を確認。

② 30年度委員会意見

- ・行政経営革新プログラムに記載した全指標が達成されるよう、引き続き取組を進めること
- ・革新的技術の導入による効率的・効果的な事業執行は、「BPRによる業務改革」と位置づけ、その観点に立って効果的に取組を進めること
- ・革新的技術の導入にあたり、使いやすさや効果等に関する職員の実感を確認するとともに、PDCAサイクルを活用して効果や課題を検証すること

<委員会での主な発言内容>

- ・行政経営革新プログラムの取組状況は、実施中又は未着手が大半であることから、今後、注視していきたい。新しいプログラムに記載した全指標が達成されるよう、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・目標値が仮に達成できなくても、長年の問題を課題に置き換えて、今、ここまで進んでいるといった説明があると、進捗評価の内容が実感のあるものになってしまう。
- ・革新的技術の導入による効率的・効果的な事業執行は、単なるICTの活用等にとどまるのではなく、業務プロセス全体を抜本的に見直す「BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)による業務改革」と位置づけ、その観点に立って取組を進めることを明確にすべきである。
- ・ワークプレイスの改善やRPA(ロボテック・プロセス・オートメーション)の試験的導入は、研究開発の投資として実験・提供しているという位置づけを明確にするとともに、PDCAサイクルを活用して、その効果や課題を検証し、なるべく効果的に横展開を図るべきである。
- ・業務改善活動や公文書の電子化などに対し、進める、進めないにかかわらず、職員がどう実感しているかは検証すべきである。
- ・効率的で働きやすい職場の実現が、県にとって何になるのかを考える必要がある。職員のためなのか、支出削減のためなのかなどにより、手法は変わる。

<行政経営革新プログラムの進捗評価に係る参考資料>

参考1：取組の着手状況

取組の柱	着手済項目数	未着手項目数	
I 現場に立脚した施策の構築・推進	155 (93.9%)	10	
1 戦略的な情報発信と透明性の向上	56 (91.8%)	5	広報グランプリ(2月開催)等
2 県民参画の促進	19 (100.0%)	0	
3 民間・市町・地域との連携・協働	80 (94.1%)	5	富士山世界文化遺産協議会(3月開催)等
II 生産性の高い持続可能な行財政運営	89 (85.6%)	15	
1 最適な組織運営と人材の活性化	35 (87.5%)	5	人事見直し(人事異動時に実施)
2 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行	37 (80.4%)	9	予算見直し(当初予算編成時に実施)
3 ICT等の革新的技術の利活用による業務革新	17 (94.4%)	1	RFIDの導入(県立中央図書館移転時に実施)
取組項目 計 269 項目	244 (90.7%)	25	

参考2：取組の柱ごとの着手状況

I 現場に立脚した施策の構築・推進

区分	項目数	主な項目
着手済	155	
◎ 目標達成(取組完了)	3	【プログラムに記載した取組を全て完了した取組】 ・指定管理者制度の導入(新規2施設) ・外郭団体の点検について新型評価を導入 ・県外医科大学との地域枠の拡充(6大学26人→7大学34人)
○ 目標達成(毎年度取組)	24	【(毎年度、目標達成状況を評価する取組で)今年度は目標を達成した取組】 ・コミュニティFMによる情報発信(12回×12局) ・「ふじのくに」士民協働施策レビューへの若者参加率(34%)
× 目標未達成	5	【(毎年度、目標達成状況を評価する取組で)今年度は目標を達成しなかった取組】 ・「ふじのくに」士民協働施策レビュー」のアンケート結果 (「県との相互理解と信頼性が増した」:72%)
● 取組実施中	123	
未着手	10	【実施時期未到来などの理由により未着手の取組】 ・広報グランプリ(2月開催予定)、富士山世界文化遺産協議会(3月開催予定)
合計	165	

II 生産性の高い持続可能な行財政運営

区分	項目数	主な項目
着手済	89	
◎ 目標達成(取組完了)	1	【プログラムに記載した取組を全て完了した取組】 ・クレジットカード納付の対象税目拡大
○ 目標達成(毎年度取組)	10	【(毎年度、目標達成状況を評価する取組で)今年度は目標を達成した取組】 ・BCP計画の見直し ・県職員を目指す人材の確保 ・キャリア開発研修30等の実施
× 目標未達成	0	
● 取組実施中	78	
未着手	15	【実施時期未到来などの理由により未着手の取組】 ・人事、予算の見直し(人事異動、当初予算編成時に実施) ・県立中央図書館におけるRFIDを利用した蔵書管理(図書館全館移転時に導入予定)
合計	104	

2 外郭団体の点検評価

① 取組の内容

- ・行政経営革新プログラムを踏まえ、「事業成果」、「団体の必要性」、「経営の健全性」の点検を重点化して検証を実施
 - ・団体の「事業成果」を示す目標の達成状況を定量的に評価。
 - ・団体の設立目的や果たすべき使命・役割、社会経済環境の変化、他団体との役割分担、事業成果などを勘案して「団体の必要性」を総括的に評価。
 - ・「経営の健全性」を示す指標(単年度収支、経常損益、剰余金)について定量的に評価
- ・新たな点検項目に「団体改革の進捗状況」を追加し、過去の行財政改革推進委員会の意見に対する各団体の対応状況を確認

② 30年度委員会意見

- ・「事業成果」、「団体の必要性」、「経営の健全性」に対する所管課の評価として、「抜本的な改革が必要」とした項目がある団体と、「改善を要する」とした項目が複数ある団体は、その存在意義等を個別に検証すること
- ・改革の決断や経営改善を行う上で必要な団体のガバナンスのほか、団体職員自らが提案し改革するためのマネジメント手法について、再度見直すこと
- ・経営の健全性に問題がある団体は、実質的な収益確保策を考えて実施すること

<委員会での主な発言内容>

- ・今まで取り組んできた様々な改善がかなり実ってきた反面、なかなか改善しない団体は、その存在意義が問われている。
- ・団体の設立当初の目的が、現在も必要とされている状況にあるのか、もう一度存在意義を個別に見直す必要がある。
- ・「事業成果」、「団体の必要性」、「経営の健全性」に対する所管課の評価として、「抜本的な改革が必要」とした項目がある団体と、2項目以上「改善を要する」とした団体は、原理原則に基づいて見直す必要がある。
- ・単なる組織の統治ではなく、働く人や役員を含めて、一緒に考えて、改革の決断や経営改善を行うことが真のガバナンスである。そうした意味で、団体のガバナンスや責任体制をもう一度見直すことが必要である。
- ・団体で働く人へのインセンティブの付与や、成果を反映するシステムなどを含め、団体のマネジメント手法を見直す必要がある。
- ・経営の健全性に問題がある団体は、実質的な収益確保策を考えて実施する必要がある。

Ⅱ 平成 30 年度に検討した課題

1 公文書管理の在り方

① 取組の内容

- ・国における公文書の不適切な管理が明らかになり、その作成や管理・保存に対する厳しい視線が注がれている状況を踏まえ、本県における公文書の適正な管理・保存の徹底を図るため、公文書管理の在り方について見直しを実施

② 30 年度委員会意見

- ・公文書を管理・保存する目的、必要性、基本理念を明確にすること
- ・組織共有文書と個人文書の区分や電子化する文書の範囲、保存期間などについて、職員の恣意的判断が入らない明確な基準を定めること
- ・公文書の電子化を進め、管理・保存に必要なコスト・手間・スペース等のダウンサイジングや、県民や職員が閲覧しやすい環境整備を図ること

<委員会での主な発言内容>

- ・公文書を管理・保存する目的、必要性、基本理念を明確にすることが必要である。また、組織共有文書と個人文書に区分する場合、それぞれの定義を明確にすべきである。
- ・保存期間の基準が抽象的であり、職員の恣意的判断が入らないように明確にすべきである。
- ・文書の電子化は、保管スペースの減少や検索機能の強化にもつながるため進めるべきであるが、現行のデータベースの活用と併せて、電子化する文書の範囲や保存期間を検討すべきである。
- ・公文書の保存に関して、ダウンサイジングによるコスト削減を考えないといけない。アーカイブ（保存）、レファレンス（閲覧者への案内）、問題発生時のトレーサビリティ（検証）のバランスを取る仕組みが必要である。
- ・文庫は、電子化前の時代の公文書が存在する限り必要であるが、むやみにスペースを増やすのではなく、限られたスペースに合わせて保管文書を取捨選択するなど、コストを意識した文書管理が必要である。
- ・リスク管理の観点から、公文書は原本主義で紙を保存するという考え方もあるが、紙文書をスキャンすれば文字データ化され、さらにデータベース化すれば検索が可能になる。先進的な例では、公開情報としてはキーワード検索すると紙文書の画像データが出力されるが、その背後では、画像が全部文字データ化されていて AI が判断している。
- ・歴史的公文書の選別については、県職員のほか、県史編集等の立場からの価値を歴史専門家の視点を入れて判断すべきである。

2 県庁における働き方改革

① 取組の内容

- ・現状の県庁職員の働き方に関する課題認識を踏まえた、県庁における働き方改革のねらい、課題解消に向けた基本的な考え方と具体的な取組について検証

② 30年度委員会意見

- ・働き方改革を進めるため、現状や課題を踏まえた改革の目的や対象を見極め、前例や慣例に捉われず積極的に実行すること
- ・働き方改革は生産性を上げるために行うことが重要であり、試行・モデル実施を通じて効果や成果を把握・分析した上で制度や仕組みを見直すこと
- ・生産性を向上させる上で、職員が健康で楽しく仕事をするのが必須であることから、健康やメンタルヘルスの観点を意識して取組をすすめること

<委員会での主な発言内容>

- ・モデルオフィスの取組など第一歩を踏み出したことは評価するが、PDCAサイクルを回して様々な情報を取りながら進めていく必要がある。
- ・働き方改革に関しては、様々な試みをやることに加え、大きな根源的な働き方そのもののあり方が問われている。徐々に実験しつつ、そこで出てきた課題はさらに考えていく。
- ・改革を進めるためには、現状や課題を踏まえて、改革の目的や対象を見極めて、前例や慣例に捉われず、積極的に実行していくことが重要である。
- ・働き方改革は生産性を上げるために行うことが重要であって、改革の名のもとに当初から全庁展開することは大変である。試行・モデルを実施し、効果や成果を十分に分析した上で、制度やシステム、仕組みを見直していただきたい。
- ・職場が楽しい居場所であることが非常に重要であり、生産性や行政の役割等の底辺を支えることとして、職員が健康で楽しく仕事することは必然である。健康やメンタルヘルスの優先順位を上げて考えていくことも意識していただきたい。
- ・働き方改革のためには、仕事の効率化（業務改革）、柔軟で多様な働き方（環境改善）、能力の最大限の発揮（人材・能力開発）が必要である。
- ・それぞれの人が必要な能力を発揮して、創造的な働き方が出来ているかというのが働き方改革を考える視点であり、働き方改革と生産性向上の一体的推進、一体的取組をすべきである。
- ・生活より仕事の方が大事だと思う人が、長時間労働をしているのかもしれないが、それは正しくないというのが働き方改革の意識改革の重要なところである。
- ・仕事に対する意識を変えることは重要であり、意識を変えることに対する具体的な取組はないのか。
- ・どれくらい何に時間を使って、どこに無駄があるかという行動調査、ワークスタディをやってみるとよい。これをやると、その人がやらなくてよいことが分かり、その部分を機械化や外注する。ワークスタディを一度研究したらどうか。

Ⅲ 教育委員会の取組への提言

1 総括意見

(現状と今後の課題)

<補助教材関係>

補助教材については、ガイドライン遵守状況に関する今年度の現地調査結果では、対象全校において規定どおりの手続が実施されており、教材選定プロセスの透明性に対する信頼性は高まっているほか、特定会社のシェアも若干ながら減少している。引き続き、県教育委員会がリーダーシップを発揮して、ガイドラインの取組状況や効果を確認するとともに、必要な指導・助言を行っていただきたい。

また、昨年度の意見書で提起した、補助教材の作成・データ化に対して、総合教育センターにおける教材の研究開発を支援し、教材学習に関するデータベースの作成及びホームページへの掲載に着手している。この取組は、保護者の負担軽減や教員の多忙化解消に資する可能性があり、児童・生徒の理解度を踏まえた利活用も期待できることから、内容の充実と積極的な活用を進めるべきである。

<学校給食関係>

学校給食については、「学校給食ガイドライン」に示された、食材の発注方法、給食費の管理業務の委託、給食費の管理等に関する改善の取組が進捗しているが、32年度からの完全実施を目指す、公会計の導入については、30年11月現在で18市町における導入にとどまっており、目標の32年度にあっても2市町において導入の目途が立っていない。

公会計の導入は、学校給食全体の透明性を確保するほか、学校における働き方改革の観点から文部科学省でも導入を進めることとされており、残りの2市町を含めた全市町完全実施に向けて、県教育委員会は指導・助言に努める必要がある。

なお、学校給食に関する一連の改革は、27年度意見書に記載したとおり、「学校給食における透明性及び競争性を高め、公平性や公正性について多くの県民の理解を得られる仕組みへと再構築すること」である。今一度、この原点に立ち返り、市町の取組がガイドラインに示された工程表どおりに進捗し、特定納入業者の有利に働くことなく透明性、競争性等の向上が図られるよう、県教育委員会として強い指導力を発揮すべきである。

2 26年度意見書（補助教材関係）への取組内容

① 取組の内容

- ・行財政改革推進委員会の意見等に基づき、「補助教材取扱いガイドライン」に基づく補助教材の作成・選定における透明性・公平性の確保に向けた見直しに関する取組状況や、総合教育センターにおける教材研究支援（支援コンテンツ（ホームページ）の作成）について検証

② 30年度委員会意見

- ・引き続き、県教育委員会がリーダーシップを発揮して、ガイドラインの取組状況や効果を確認し、市町教育委員会や小中学校への必要な指導・助言を行うこと
- ・保護者の負担軽減や教員の多忙化解消、児童・生徒の理解度を踏まえた利活用という視点で、総合教育センターにおける補助教材のデータ化を進めること

<委員会での主な発言内容>

- ・今年度の現地調査では、全ての調査項目について、ガイドラインで規定する手続が実施されている。現地で書類確認まで行っているということであり、信頼度は増してきている。
- ・色々な会社の教材を使うという中で、若干ではあるが特定会社のシェアは減ってきている。
- ・教材会社のシェアという目に見える形で成果が出ているほか、教員の多忙化解消等の観点からのガイドラインの見直しや、教材学習に関する支援コンテンツの公開など、昨年度の意見書で提起した課題への対応にも着手している。
- ・ガイドラインの取組状況や効果を継続的に確認していくことが重要であり、引き続き、県教育委員会がリーダーシップを発揮して、市町教育委員会や小中学校に対し、必要な指導・助言を行っていただきたい。
- ・総合教育センターにおける補助教材のデータ化を進めてほしい。保護者の経済的負担は給食費を含めて様々であるが、この取組には、補助教材が保護者負担なく存続するための仕組みがある。
- ・特定会社の補助教材作成に関与する教員の知見が、総合教育センターに投入されるようになれば、公の仕事として整理できるのではないかと。現状の職務外活動ではなくなる可能性があり、教員多忙化解消への対応という面でも明確になる。
- ・児童・生徒、教員の意向を尊重してほしい。補助教材がデータ化されている方が、児童・生徒の理解度を踏まえた組合せを含めて使いやすく、先行他県のデータベースを使って教材作成している教員も存在する。
- ・今の義務教育は、知らず知らずのうちにお金がかかりすぎる。今すぐにはないが、ランドセルや上靴といった、お金がかかる仕組みを変えていくべきである。

3 27年度意見書（学校給食関係）への取組内容

① 取組の内容

- ・ 28年度に県教育委員会が策定した「学校給食ガイドライン」に基づく市町教育委員会の取組状況を検証
- ・ 食材購入に当たっての事業者の比較検討、県給食会内部業務への教育委員会の関与、公会計の導入検討状況など、学校給食の提供の透明性・公平性の確保が図られているかなどについて、調査を行い、取組が遅れている市町教育委員会への指導・助言を実施

② 30年度委員会意見

- ・ 公会計の導入は、学校給食全体の透明性を確保するほか、様々な問題解決の中心であることから、全市町が導入するよう指導・助言に努めること
- ・ 各市町教育委員会の取組状況や改善状況について、引き続き当委員会での検証を行うこと
- ・ 人口減少や過疎化が進む中でも、学校給食の調達における競争原理が働くよう、県教育委員会の指導力を発揮すること

<委員会での主な発言内容>

- ・ 公会計の導入は、学校給食全体の透明性を確保するほか、学校における働き方改革の観点から文部科学省でも取組が進められている。平成32年度から完全実施する工程表をガイドラインに明示しているところであり、全市町が導入するよう指導・助言に努めていただきたい。
- ・ 公会計の導入が進むことが、様々な問題解決の中心になるので、スケジュールを踏まえ、前倒しで進めていただきたい。
- ・ ガイドラインに沿った取組の確認においては、業者選定委員会や物資選定委員会の設置状況や、見積徴収事業者数など、一步踏み込んだチェックが必要である。
- ・ 各市町教育委員会の取組状況や改善状況について、来年度の当委員会での検証していく。
- ・ 戦後、遠隔地では、都市部と比較して食材単価が高額だったり、運搬が困難だった時に学校給食会のミッションがあった。これからは、人口減少や過疎化が進む中でも、学校給食の調達における競争原理が働くようにどうしていくかを考えていかなければならない。それに対して県教育委員会の指導力を発揮すべきである。
- ・ カロリーメイク（学校給食栄養管理システム）を、学校給食会から無償で借りることはやめるべきである。貸借関係があると、学校給食会から食材を購入する動機になりうる。

参考資料

1 30年度の委員会の開催状況

回	月 日	検 討 内 容
1	8月1日	・30年度開催方針
2	8月29日	・県庁における働き方改革
勉強会	”	・公文書管理の在り方
3	10月26日	・行政経営革新プログラムの取組状況（30年度） ・公文書管理の在り方
4	11月22日	・外郭団体点検評価結果の検証 ・県庁における働き方改革
5	12月26日	・公文書管理の在り方 ・26年度意見書（補助教材関係）への取組内容 ・27年度意見書（学校給食関係）への取組内容
勉強会	1月23日	・30年度意見書の取りまとめ
6	3月6日	・30年度意見書の取りまとめ

2 委員名簿

氏 名	役 職
おおつぼ まゆみ 大坪 檀 (顧問)	学校法人新静岡学園学園長 静岡産業大学総合研究所長
おの こうじ 小野 晃司 (委員長代理)	サゴーエンタプライズ株式会社代表取締役社長
かながわ こうじ 金川 幸司	静岡県立大学経営情報学部教授
さとう かつあき 佐藤 克昭 (委員長)	佐藤経済研究所長 浜松学院大学客員教授
すずき ともこ 鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事
ながさわ ひろこ 長澤 弘子	NPO 法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所理事長
ふるや ひろよし 古谷 博義	株式会社ウェルビーフードシステム代表取締役 静岡県ニュービジネス協議会理事
よしむら みねひさ 吉村 峰仙	吉村峰仙公認会計士・税理士事務所代表

(敬称略、50音順)